

**さいたま市告示第921号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

木崎自治協力会

2 変更した事項

区域

さいたま市浦和区木崎1～5丁目全域、皇山町30～41番、大字三崎33番、397番～399番

3 変更年月日

令和8年5月27日